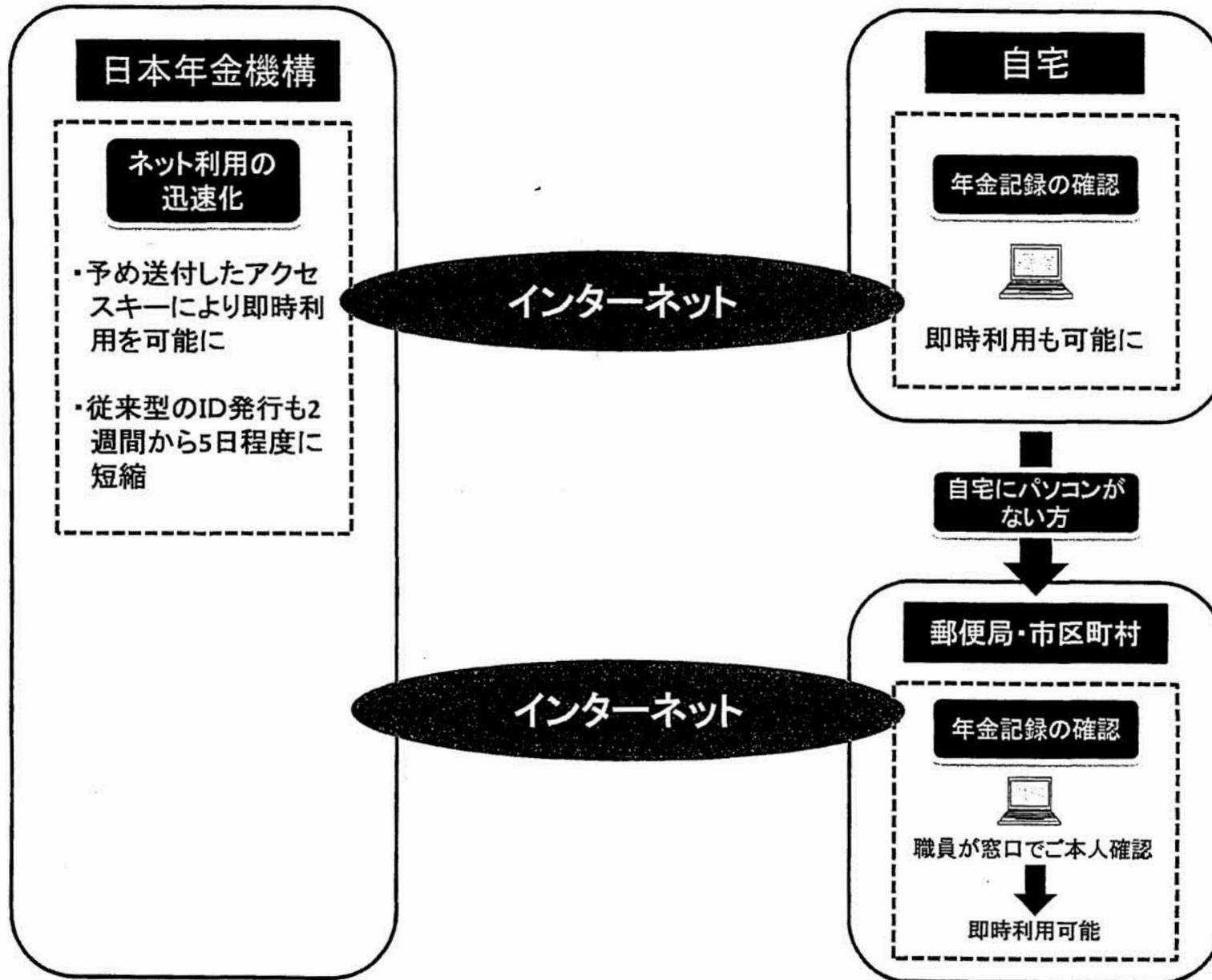


平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。</li> <li>・ 自分の年金記録（年金見込額及び保険料納付額を含む）を常に確認可能とする仕組みの構築に向けて検討する。</li> </ul>	<p>○旧社会保険庁当時の平成21年4月より、全ての被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を行いました。（平成22年3月末までに、6,673万人に送付）</p> <p>○平成23年2月を目途に、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにするとともに、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにすることとしました。現在、この実現に向けた検討を進めています。</p> <p>【別表5：インターネットによる年金記録の確認】</p>

# インターネットによる年金記録の確認(イメージ図)

(別表5)



平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況																		
<p>その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。</p>	<p>○重複した基礎年金番号の解消に向けては、旧社会保険庁当時の平成21年6月及び10月、機構発足後の平成22年2月に、機械的に同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者）を行い、重複付番の解消処理を行いました。</p> <p>平成22年2月調査（3月送付）重複付番判明件数及び解消処理件数</p> <table data-bbox="952 550 1882 638"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>3,358件</td> </tr> <tr> <td>3月末時点解消処理件数</td> <td>1,145件（6月までに解消処理予定）</td> </tr> </table> <p>【参考】</p> <p>平成21年6月調査（7月送付）重複付番判明件数（7月～10月に解消処理）</p> <table data-bbox="907 774 1485 901"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>4,265件</td> </tr> <tr> <td>（旧社会保険庁時に解消した件数）</td> <td>3,898件</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>367件</td> </tr> </table> <p>平成21年10月調査（11月送付）重複付番判明件数（11月～2月に解消処理）</p> <table data-bbox="907 997 1837 1260"> <tr> <td>重複付番判明件数</td> <td>3,622件</td> </tr> <tr> <td>（旧社会保険庁）平成22年11～12月処理件数</td> <td>2,684件</td> </tr> <tr> <td>（日本年金機構）平成22年1月～2月処理件数</td> <td>492件（処理件数総計 3,176件）</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>446件</td> </tr> </table> <p>（注）各調査の未処理件数は、次回調査の重複付番判明件数に再度含まれます。</p>	重複付番判明件数	3,358件	3月末時点解消処理件数	1,145件（6月までに解消処理予定）	重複付番判明件数	4,265件	（旧社会保険庁時に解消した件数）	3,898件	未処理件数	367件	重複付番判明件数	3,622件	（旧社会保険庁）平成22年11～12月処理件数	2,684件	（日本年金機構）平成22年1月～2月処理件数	492件（処理件数総計 3,176件）	未処理件数	446件
重複付番判明件数	3,358件																		
3月末時点解消処理件数	1,145件（6月までに解消処理予定）																		
重複付番判明件数	4,265件																		
（旧社会保険庁時に解消した件数）	3,898件																		
未処理件数	367件																		
重複付番判明件数	3,622件																		
（旧社会保険庁）平成22年11～12月処理件数	2,684件																		
（日本年金機構）平成22年1月～2月処理件数	492件（処理件数総計 3,176件）																		
未処理件数	446件																		

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

Ⅱ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の促進

中期計画に沿って、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達者の適用促進その他の対策を着実に推進する。

○住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により把握した全ての20歳到達者について、加入の届出勧奨を行うとともに、勧奨を行ってもなお届出がなされない場合には、年金手帳を送付し、第1号被保険者として資格取得等の手続きを行いました。この結果、住基ネットにより把握した20歳到達者全員について、完全適用（加入手続き）を行いました。

事 項	平成20年度	平成21年度
住基ネットにより把握した人数	129万人	124万人 (31万人)
うち、年金手帳送付者数	56万人	53万人 (13万人)

※平成21年度の（ ）書きは、機構発足後（1月～3月）の数値

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進

① 厚生年金保険等の適用の促進について、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。

ア 未適用事業所の確実な把握

公共職業安定所が保有する雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や地方運輸局等が保有する貨物自動車運送事業者等の社会保険加入状況等の情報等を活用して、未適用事業所の的確な把握に努める。

イ 未適用事業所への重点的加入指導及び職権適用の実施

平成21年12月末までに民間委託による文書・訪問による加入勧奨を実施したにもかかわらず、自主的な適用届の提出を行わない事業所について、重点的加入指導を実施し、着実に適用へと結びつける。

また、重点的加入指導を3回実施しても加入の見込みがない事業所については、職権による適用を実施する。

② 各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏ま

○未適用事業所の把握及び適用（加入手続き）の促進については、旧社会保険庁における取組を継続し、以下の取組を行いました。

①民間委託による適用勧奨

適用促進対象事業所に対しては、民間委託の活用による文書・電話勧奨及び訪問による加入勧奨を実施し、事業主からの自主的な届出を促すとともに、未適用事業所の把握に努めました。

②機構職員による重点的な加入指導や認定による加入手続き等の実施

加入勧奨を実施しても自主的に届出を行わない事業所のうち、一定規模（10人）以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、呼出や訪問による重点的な加入指導を実施しました。また、重点的な加入指導後においても加入手続きを行わない事業所に対しては、立入検査を行い、必要に応じて認定による加入手続き（※10）を実施しました。

その他、公共職業安定所からの求人申込時の社会保険の加入状況に係る情報提供に加え、自動車運送事業者の社会保険の加入状況に係る情報提供等を受け、未適用事業所の把握及び加入指導に努めました。

〈用語解説〉

（※10）事業主が事業所の新規適用届や被保険者の資格取得届を自主的に届出しない場合において、事業所調査に入ることによって被保険者の資格所得届を旧社会保険庁の権限により確認することを「職権適用」と表現しておりましたが、日本年金機構として文言の整理を行い、「認定による加入手続き」としたものです。

○適用に係る上記のような各種取組の実績については、前年度と概ね同程度の水準となっており、年金記録問題への対応を優先したこと等から、中期計画の当面の目標である「社会保険庁における平成18年度の実績水準」を大きく下回っており、未適用事業所の解消に向けて、一層の努力を要する状況となっています。なお、平成22年3月末現在で、機構が未適用事業所として把握している事業所数は、111,990事業所となっています。

え、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。

- ・重点加入指導実施事業所数
- ・立入検査数（職権適用事業所数）

- ・職員の戸別訪問による重点的な加入指導事業所数  
1,652事業所（平成20年度） → 3,390事業所（平成21年度）
- ・適用促進対策を講じた結果、適用した事業所数  
3,381事業所（平成20年度） → 3,139事業所（平成21年度）
- ・うち認定による加入手続き（職権適用）実施数  
21事業所（平成20年度） → 34事業所（平成21年度）
- ・事業所調査件数  
45,933事業所（平成20年度） → 47,402事業所（平成21年度）

○全喪届（※11）の適正化については、引き続き、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類の添付を義務付けるなどの取組を行っています。

＜用語解説＞

（※11）厚生年金保険等の適用事業所でなくなった場合に事業主が届出をするものです。

【別表6：厚生年金保険適用関係指標の推移】